

会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に規定する書類
(新設分割株式会社の事前開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目 1-28
株式会社オウケイウェイヴ

令和3年5月20日

新設分割株式会社の事前開示事項

東京都港区虎ノ門四丁目 1-28
株式会社オウケイウェイヴ

代表取締役 福田 道夫

株式会社オウケイウェイヴ（以下「当社」又は「分割会社」といいます。）は、令和3年5月13日付新設分割計画書に基づき、当社が営むOKBIZ. for Community Support 及びOKWAVE GRATICA を除くソリューション事業に関して有する資産、負債及び契約その他の権利義務を、分割により新たに設立する株式会社PRAZNA（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、次のとおりであります。

事前開示事項一覧

1. 新設分割計画書（会社法第803条第1項第2号）

別紙1をご参照下さい。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第1号イ）

本件分割に際して、新設会社は、普通株式を100株発行し、そのすべてを当社に対して割当交付することといたしました。分割会社は、本件分割に際して新設会社が発行するすべての普通株式を取得しますので、新設会社が新たに発行する普通株式の数は任意に決定できると解されるところ、新設会社株式の効率的な管理等を考慮し、上記割当株式数が相当であるものと判断しております。

新設会社の資本金及び準備金等の額は次のとおりです。

- (1) 資本金： 金 5,000,000 円
- (2) 資本準備金： 金 5,000,000 円
- (3) 利益準備金： 金 0 円

以上は、本件分割により承継予定の資産及び負債の額並びに今後の事業活動等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であるものと判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はございません。

4. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はございません。

5. 他の新設分割会社についての事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第4号、第5号）

該当事項はございません。

6. 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第6号イ）

- (1) 特定子会社の異動（令和2年10月30日決定）

当社は、令和2年10月30日に、当社の特定子会社である株式会社

LastRootsの全保有株式をエクシア合同会社に譲渡いたしました。

(2) 投資有価証券の売却（令和3年1月15日決定）

当社は、令和3年1月15日から同年3月31日にかけて、当社グループ会社保有の上場株式有価証券1銘柄を、米国証券取引所における立会時間内取引により売却いたしました。

(3) 投資有価証券の売却（令和3年2月5日決定）

当社は、令和3年2月5日に、当社が保有するビート・ホールディングス・リミテッド（東証二部、証券コード：9399）の株式804,488株を、市場で売却することを決定いたしました。

(4) 新設会社の株式に係る株式譲渡契約の締結

当社は、令和3年5月13日に、合同会社桜坂2号との間で、令和3年6月30日を実行日として、新設会社の全株式を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

(5) 特別損失の計上

当社は、AMLソリューションサービスとして、当社が無形固定資産として保有するテクニカルライセンスを利用した製品「OKWAVE JaNUS」を開発・販売しておりましたが、令和3年6月30日をもって同サービスから撤退し、同製品についても提供を停止することとし、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、特別損失（減損損失）15億円を計上いたしました。

7. 本件分割の効力発生日以後における分割会社及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第7号）

(1) 分割会社

当社の令和2年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ、4,263,158千円及び4,085,904千円であります。本件分割により当社が新設会社に対して承継させる権利義務に係る、令和2年6月30日現在の資産及び負債の額はそれぞれ、616,757千円及び0円であります。令和2年6月30日から本書面作成日に至るまで、「6. 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」に記載した事象があるものの、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は生じておりません。

また、当社は、本件分割において、新設会社が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件分割による当社の純資産額の変動はなく、本件分割により当社が新設会社に対して承継させる権利義務に係る資産及び負債の額を考慮しても、本件分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

かかる当社の資産及び負債の額の状況に鑑みれば、本件分割の効力発生日以後において当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと思料いたします。

(2) 新設会社

本件分割により新設会社が当社から承継する権利義務に係る、令和2年6月 30

日現在の資産及び負債の額はそれぞれ、616,757千円及び0円であります。令和2年6月30日から本書面作成日に至るまで、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上より、新設会社の成立の日以後における新設会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれております。

また、新設会社の成立の日以後における新設会社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生は現在のところ見込まれておりません。

したがいまして、新設会社の成立の日以後における新設会社の債務につき履行の見込みがあるものと思料いたします。

8. 新設合併契約等備置開始日（会社法第803条第2項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。以下同じ。）の後、本件分割の効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法第803条第1項、会社法施行規則第205条第8号）

現時点で該当事項はございません。

別紙1

本新設分割計画

別添のとおり

新設分割計画書

株式会社オウケイウェイヴ（以下「甲」という。）は、分割により新たに設立する会社（以下「乙」という。）に対し、甲が営む OKBIZ. for Community Support 及び OKWAVE GRATICA を除くソリューション事業（以下「対象事業」という。）に関して有する資産、負債及び契約その他の権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本会社分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本新設分割計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

甲は、本新設分割計画に定めるところに従い、対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させるものとする。

第2条（乙の定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」記載のとおりとする。なお、本店の所在地は、東京都港区虎ノ門四丁目1-28とする。

第3条（乙の設立時取締役の氏名）

乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

佐藤 哲也

第4条（乙に承継する権利義務）

- 乙が、本会社分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。但し、承継対象権利義務のうち、その移転につき裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関からの許認可・承認等を要するものについては、当該許認可・承認等を取得の条件とする。
- 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、本会社分割の効力発生以後、甲は当該債務を負わないものとする。

第5条（本会社分割に際して交付する株式の数）

乙は、本会社分割に際して普通株式100株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- 資本金の額 金 5,000,000円
- 資本準備金の額 金 5,000,000円
- 利益準備金の額 金 0円

第7条（乙の成立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立日」という。）は、2021年6月29日とする。但し、甲は、本会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第 8 条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する対象事業について、別途合意する場合を除き、競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（本新設分割計画の効力）

本新設分割計画は、乙の成立日までに、本会社分割の実行に必要とされる裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関若しくは自主規制機関からの許認可・承認等が得られないとき、又は、次条の規定に従い本会社分割が中止されたときは、その効力を失うものとする。

第 10 条（本新設分割計画の変更）

本新設分割計画作成の日から乙の成立日までの間に、次のいずれかの事項が生じた場合は、甲は、本新設分割計画に定める分割の条件を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

- (1) 甲の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合
- (2) 本会社分割及び本会社分割に付随する取引の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが見込まれる場合
- (3) 甲と合同会社桜坂 2 号との間の株式譲渡契約第 4.1 条及び第 4.2 条に規定する前提条件が 2021 年 6 月 30 日において、充足しないことが明らかとなつた場合又は充足しないと合理的に見込まれる場合
- (4) 前 3 号のほか、本会社分割の目的の達成が困難となつた場合

第 11 条（本新設分割計画に定めのない事項）

本新設分割計画に定める事項の他、本会社分割に関し必要な事項は、本新設分割計画の趣旨に従って、甲が決定する。

以上

2021 年 5 月 13 日

東京都港区虎ノ門四丁目 1-28
株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 福田 道夫 印

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 PRAZNA と称し、英文では PRAZNA Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理
- (5) 各通信機器による顧客対応業務及びマーケッティングリサーチ業務
- (6) インターネット等を利用した通信販売及び運用
- (7) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、10,000 株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は、株主総会（但し、当会社が取締役会設置会社となった場合には、取締役会とする。）の承認を受けなければならない。但し、当会社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるものほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による取得については、当会社の承認があつたものとみなす。

第3章 株主総会

(招 集)

第8条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の1名が招集し、議長となる。但し、代表取締役を定めた場合には、代表取締役の1名が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、代理人により議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとにあらかじめ当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第13条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第14条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 当会社は、株主総会の決議により、代表取締役1名以上を定めることができる。

2. 当会社は、株主総会の決議により、役付取締役1名以上を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第19条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
3. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
4. 未払配当財産には利息を付さないものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第18条(事業年度)の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2021年9月30日までとする。

別紙 B 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

本会社分割によって、乙が甲から承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。なお、承継する権利義務については、2020年12月31日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに乙の成立の日までの増減を加除した上で確定する。

1. 契約上の地位等（雇用契約を除く。）

甲を当事者として対象事業に関して締結された一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。また、対象事業と対象事業以外の事業に共通して適用される契約を含む。）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

2. 資産

- (1) 次に掲げるものを含む、対象事業に関してのみ有する一切の資産
 - (a) 流動資産（現預金、売掛金、前払費用、貸倒引当金）
 - (b) 固定資産（器具及び備品、特許権、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定）
- (2) 前号を含む本別紙における他の規定にかかわらず、次に掲げる資産については、承継対象権利義務に含まれないものとする。
 - (a) モビルス株式会社の株式
 - (b) 株式会社言語理解研究所の株式

3. 雇用契約

本会社分割の効力発生日において対象事業に主として従事する従業員と甲との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。